

# 鳥取県飼養衛生管理指導等計画

令和3年5月24日  
鳥取県公表  
一部改正  
令和3年10月21日

## はじめに

本計画は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「家伝法」という。）第12条の3の3に規定する飼養衛生管理指導等指針（令和3年4月1日農林水産大臣公表。以下「指針」という。）を踏まえ、本県の各農場が家畜飼養衛生管理基準を遵守し、家畜衛生上の課題を解決するため、家伝法第12条の3の4に規定する飼養衛生管理指導等計画を定めるものである。本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度とする。

## 第一章 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向

### I 鳥取県の畜産業及び家畜衛生の現状

#### 1 飼養状況(R2.2.1 現在)

(単位 戸数：戸、羽数：千羽)

	乳用牛		肉用牛		豚		採卵鶏		肉用鶏	
	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	羽数	戸数	羽数
東部	9	1,452	27	3,459	2	589	4	395	1	3
八頭	2	162	27	2,023	2	865	2	37	1	0
中部	55	4,921	119	11,496	10	14,253	5	31	31	1,912
西部	42	3,147	88	2,973	3	34,344	4	92	28	1,196
日野	6	331	41	457	1	8,490	0	0	5	293
県計	114	10,013	302	20,408	18	58,541	15	555	66	3,404

#### (1) 乳牛

酪農経営は、高齢化、後継者不足により小規模農家が廃業し飼養戸数が年々減少しているが、600頭規模のメガファーム2戸が誕生する等規模拡大が進み、酪農家1戸当たりの経産牛飼養頭数は53.2頭と10年前の1.6倍となっており、生乳生産量は、令和元年の59千tから令和2年は61千tに増加している。大部分の酪農家が県内4か所の公共育成牧場又は北海道の育成牧場に育成牛の預託をしている。

令和2年の飼養衛生管理基準の遵守状況報告では、関係機関による定期的な巡回指導により、車両消毒(61.2%)、畜舎等への野生動物侵入防止(55.2%)、死体保管場所への野生動物侵入防止(56.0%)以外の項目は97%以上の農場で遵守されている。

#### (2) 肉牛

肉用牛経営は、能力の高い県有種雄牛が誕生したことにより生産者の増頭の機運が高まり、繁殖農家の規模拡大や酪農経営から和牛繁殖経営に参画する農家の増加により飼養頭数が増加している。また、畜産クラスター事業の活用により和牛繁殖肥育一貫経営の規模拡大も進んでいる。繁殖農家の中には県内の公共育成牧場を積極的に利用している農家も多く、経営の中で重要な位置を占めている。

令和2年の飼養衛生管理基準の遵守状況報告では、全畜種の中で肉用牛の遵守率が最も低く、特に車両の消

毒(45.1%)、立入者に対する記録の作成(34.8%)、従業員の海外渡航記録の作成(46.6%)などの項目の遵守率が低くなっている。

### (3) 豚

養豚経営は、環境問題の顕在化や豚肉の輸入量の増加、飼料価格の高騰などの影響により、農家戸数が減少し大規模企業経営が主となっている。飼養頭数は平成22年以降減少に転じ、近年は6~7万頭で推移している。

令和2年の飼養衛生管理基準の遵守状況報告では、車両の消毒(95.0%)、手指等の消毒(95.0%)、管理区域専用の衣服・靴の着用(95.0%)、畜舎等への野生動物の侵入防止対策(55.0%)、導入家畜の隔離(85.0%)、従業員の海外渡航記録作成(80.0%)の項目で遵守率が100%に未達であったが、令和3年3月末時点では、ほぼすべての項目で100%の遵守率となっている。

### (4) 鶏

本県の養鶏は関西の消費地に比較的近いという立地条件に恵まれ、特にブロイラーにおいては全国屈指の生産県(飼養羽数全国9位:令和元年農林水産省畜産統計)として発展している。一方、採卵鶏では、卵価の乱高下や飼料高騰により農家数が減少している。

令和2年の飼養衛生管理基準の遵守状況報告では、埋却地の確保(97.0%)、異状に関する記録の作成(98.5%)で遵守率が100%でない項目があったが、令和3年3月末時点では全項目遵守している。

## 2 行政、畜産関係団体等

本県の家畜衛生、家畜診療等に関する主な行政組織、団体の配置状況は以下のとおり。

	東部	中部	西部
市町村	鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町	倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町	米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町
家畜保健衛生所	鳥取家畜保健衛生所	倉吉家畜保健衛生所	西部家畜保健衛生所
共済家畜診療所	家畜診療所東部支所	家畜診療所本所	家畜診療所西部支所
総合農協	鳥取いなば農業協同組合	鳥取中央農業協同組合	鳥取西部農業協同組合
専門農協	大山乳業農業協同組合、鳥取県畜産農業協同組合、香取開拓農業協同組合		
関係団体	(公社)鳥取県畜産推進機構、(公社)鳥取県獣医師会、全農鳥取県本部、(株)鳥取県食肉センター、広島化製企業組合鳥取営業所		
自衛防疫組織	自衛防疫委員会(公社)鳥取県獣医師会		
	防疫協議会東部支部	防疫協議会中部支部	防疫協議会西部支部

## II 家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

### 1 概要

本県では高病原性鳥インフルエンザの発生はないものの、中国大陸からの渡り鳥の飛来地となっており、国内で流行した年には県内野鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルスが頻回検出されている。また、豚熱に感染した野生いのししが近畿地方で確認されており、令和3年3月には本県が豚熱ワクチン接種推奨地域に指定されたところであり、豚熱ウイルスの侵入リスクが高まっている。さらに、世界中での新型コ

コロナウイルス発生で国際定期便などの運行は中断しているものの東アジアとの交流の玄関口となっていることから、海外からの口蹄疫、アフリカ豚熱等越境性の海外伝染病の侵入防止対策が重要であり、本県では平成 23 年度から海外からのクルーズ船、航空便を対象に空海港で靴底消毒の対策を実施している。このような背景のもと、国内での豚熱の終息が見通せないことや高病原性鳥インフルエンザの大規模発生もあり、県内畜産農家の飼養衛生管理基準への意識は養鶏農場や養豚農場で高く、遵守率も高くなっているところであるが、病原体侵入の因果関係が把握し難い現状を踏まえると、家畜飼養者とともに関係機関が連携し防疫体制を強化する必要がある。

その他の法定伝染病では、散発的にはあるが牛ヨーネ病の継続発生が認められる。届出伝染病の牛伝染性リンパ腫は本県の監視伝染病の中で最も発生件数が多く、近年増加傾向が認められる。本県の酪農及び肉用牛繁殖農家は県内外の育成牧場を積極的に活用していることから、家畜の集合に伴う牛伝染性リンパ腫や牛ウイルス性下痢（BVD）への対策が重要となっている。その他、鶏では鶏伝染性候頭気管炎や鶏伝染性気管支炎が散発的に発生するなど、それぞれの伝染性疾病に対応した継続的な対策が必要となっている。

## 2 家畜区分ごとの家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

(1) 監視伝染病の発生状況(年次集計)

(単位：頭、羽、群 上段( )は頭数、下段は戸数)

畜種	区分	年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
牛	法定	ヨーネ病			(5) 4		(3) 3		(1) 1		(8) 3	(2) 1		
		法定伝染病計			(5) 4		(3) 3		(1) 1		(8) 3	(2) 1		
	届出	アカバネ病		(1) 1										
		牛ウイルス性下痢			(4) 4	(11) 9	(7) 7	(7) 5	(11) 11				(1) 1	
		牛サルモネラ症	(4) 4	(1) 1	(1) 1		(2) 1					(2) 1		(1) 1
		牛伝染性鼻気管炎	(1) 1		(7) 1	(2) 1	(20) 2			(1) 1				
		牛伝染性リンパ腫	(23) 23	(33) 33	(28) 28	(42) 42	(43) 43	(27) 27	(33) 33	(28) 28	(46) 46	(47) 46	(47) 46	(38) 38
		破傷風		(1) 1				(1) 1				(1) 1	(2) 2	(1) 1
		届出伝染病計	(28) 28	(36) 36	(40) 34	(55) 52	(72) 53	(35) 33	(45) 45	(28) 28	(49) 48	(50) 49	(50) 49	(40) 40
		牛疾病計	(28) 28	(36) 36	(45) 38	(55) 52	(75) 56	(35) 33	(46) 46	(28) 28	(57) 51	(52) 50	(40) 40	
豚	法定	豚日本脳炎				(5) 3	(1) 1							
		法定伝染病計				(5) 3	(1) 1							
	届出伝染病	サルモネラ症			(3) 1	(3) 1	(11) 3			(5) 1				
		伝染性胃腸炎					(4) 1							
		豚丹毒	(5) 5	(4) 4	(3) 3	(2) 2	(3) 1	(6) 6	(7) 6	(11) 11	(20) 20	(13) 13	(4) 4	
		豚流行性下痢					(225) 2							
		届出伝染病計	(5) 5	(4) 4	(6) 4	(5) 3	(243) 7	(6) 6	(7) 6	(16) 12	(20) 20	(13) 13	(4) 4	
	豚疾病計	(5) 5	(4) 4	(6) 4	(10) 6	(244) 8	(6) 6	(7) 6	(16) 12	(20) 20	(13) 13	(4) 4		
鶏	届出	ロイコチトゾーン病							(50) 1					
		鶏痘								(4) 1				
		伝染性気管支炎										(25) 2		
		伝染性喉頭気管炎					(15) 4							
		届出伝染病計					(15) 4		(50) 1	(4) 1		(25) 2		
	鶏疾病計					(15) 4		(50) 1	(4) 1		(25) 2			
みつばち	法定	ふそ病											(1) 1	
		法定伝染病計											(1) 1	
	届出	アカリダニ症							(33) 3	(1) 1	(11) 7	(2) 2	(6) 4	
		バロア病										(1) 1		
		届出伝染病計							(33) 3	(1) 1	(11) 7	(3) 3	(6) 4	
		みつばち疾病計							(33) 3	(1) 1	(11) 7	(3) 3	(7) 5	
	合計	(33) 33	(40) 40	(51) 42	(65) 58	(334) 68	(41) 39	(136) 56	(49) 42	(88) 78	(93) 68	(51) 49		

(2) 畜種別の家畜伝染病発生状況と課題

家畜区分	家畜の伝染性疾病の発生状況	家畜衛生上の課題
牛	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヨーネ病は散発的に発生。</li> <li>・牛伝染性リンパ腫は、県内の届出伝染病の77.5% (R2 発生戸数割合) を占め、更に増加傾向にある。</li> <li>・BVDは平成24年～28年に流行。ワクチン接種による予防、県外導入牛検査やバルク乳検査による持続感染牛の摘発淘汰等の対策により終息。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヨーネ病 大規模農場で発生した場合の清浄性確認検査の負担が大きく、清浄化に時間がかかる。</li> <li>・牛伝染性リンパ腫 県内の乳牛、肉牛ともに抗体陽性率が高い。治療法やワクチンがなく放牧場の利用率も高いことから対応に苦慮。</li> <li>・BVDの侵入防止対策の継続 着地検疫、バルク乳検査、入牧前検査による持続感染牛摘発、県外導入牛の監視の負担が大きく、清浄化に時間がかかる。</li> </ul>
めん羊・山羊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った疾病の発生無し。</li> </ul>	
豚	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豚熱は県内未発生。</li> <li>・豚丹毒は継続的に発生しており、増加傾向。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豚熱に感染した野生いのししが兵庫県で確認されており、県内への侵入の恐れが高くなっている。</li> <li>・豚丹毒はワクチン接種率が低下。</li> </ul>
鶏	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高病原性鳥インフルエンザ発生無し。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高病原性鳥インフルエンザの国内流行時には県内の野鳥からウイルスを確認。発生防止のため徹底した飼養衛生管理基準の遵守が必要。</li> </ul>
馬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内での発生無し。</li> </ul>	
みつばち	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アカリンドニの発生地域が県西部から東部へと拡大。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内に拡大しているが有効な予防策なし。</li> </ul>

### 3 各主体における課題

国及び都道府県は、家畜の伝染性疾病による畜産業への被害を最小限に抑えるため、市町村、関連事業者、生産者団体及び民間の獣医師等と協力して、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に向けた事前対応型の防疫体制を整備する必要がある。

一方、衛生管理区域に出入りする者は、衛生管理区域において当該家畜の飼養を行う者や関連事業者のほか、施設又は設備の施工業者、水道、電気、ガス等の管理者、郵便業者、宅配業者等多岐にわたる中、家畜の伝染性疾病の病原体は、一般に目に見えず感染した動物も明確な症状を呈するとは限らないこと、わずかな数でも感染が成立すること等から人の出入りと病原体の侵入との因果関係が把握され難しく、これらの関係者にも家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止の取組へ協力してもらうことが不可欠となっているが、当該関係者に防疫対策に関する正しい理解が浸透しているとは言いがたい。

家畜の所有者及び飼養衛生管理者（以下「家畜の所有者等」という。）に対して指導を行う家畜保健衛生

所を中心に関係機関で相互に連携を図りながら、正しい知識の普及、情報の収集及び提供、人材の養成及び確保、迅速かつ的確な連絡体制の整備のための、協働体制の構築に取り組むことが重要である。

### Ⅲ 指導等の実施に関する基本的な方向

#### 1 指導等に関する基本的な方向

飼養衛生管理基準は、全ての家畜の所有者が家畜の飼養に係る衛生管理において守るべき基準であり、家畜の所有者は、自らその遵守の徹底に努める必要がある。また、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止の取組は、家畜の所有者等、国、県、市町村、関連事業者、生産者団体、民間獣医師等及びその他の関係者が連携して総合的に実施していくことが重要である。このため、飼養衛生管理に係る指導等を実施する家畜保健衛生所等の県機関は、地域の家畜衛生上の課題を的確に把握し、効率のよい計画的に指導等を実施していくものとする。指導計画の見直しに当たっては、大規模農場及び生産者団体の意見も踏まえた実効的な内容となるように努める。

#### 2 指導等の実施に関する基本的な方向

##### (1) 飼養衛生管理基準の自己点検の確認

家畜保健衛生所は、毎年、家畜の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況について確認を行う。その際、飼養衛生管理者が法第 12 条の 4 による定期報告等として行う自己点検の結果も併せて確認する。

##### (2) 立入検査

家畜保健衛生所は、計画期間中、全ての農場に少なくとも 1 回は、家畜防疫員が立入を行うこととするが、(1) の確認に当たり、従前の遵守状況が良好である場合、直前に指導を実施又は立入検査を実施しており改善済みであるなど家畜防疫員の指導が必要ないと考えられる場合は、電話、写真、動画等又は生産者団体及び民間の獣医師等の農場立入時の情報収集に基づき確認を行う。

##### (3) 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項

各家畜の飼養衛生管理基準項目のうち重点的に指導等を実施すべき項目は、指針第二章の I の事項とする。

各畜種とも、所有者に改正後の飼養衛生管理基準の認識を深めるため、家畜防疫に関する基本的事項の項目（家畜の所有者の責務、飼養衛生管理マニュアル整備、記録の作成と保管、衛生管理区域の設定、埋却地の準備）に関する指導を実施する。鶏、豚では更に、豚熱、高病原性鳥インフルエンザの発生への対応を考慮して、衛生管理区域への病原体の侵入防止、衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止及び発生時に備えた衛生管理区域外への病原体拡散防止の項目を選定する。

##### (4) 優先事項

指針第一章 V の (2) に規定する優先的に指導等を実施すべき家畜の種類、地域及び重点的に指導等を行うべき飼養衛生管理基準の事項（優先事項）及びその理由は以下のとおりとする。

ア 優先すべき家畜の種類 : 豚、いのしし及び鶏

イ 優先すべき地域 : 県下全域

ウ 優先すべき飼養衛生管理基準の事項

指針第二章 I の項目とする。各年度の優先項目は第三章 I の 2 のとおりとする。

エ 優先理由

豚及びいのししについては、豚熱に感染した野生いのししの感染が国内拡大しており本県への侵入の危険性が高まっているため。鶏については、県内に渡り鳥の飛来地である湖沼、ため池等があり、国内発生時には県内の野鳥からも高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されており、鶏への感染の恐れが高いため。

#### (5) 飼養衛生管理基準項目の遵守指導

県は、法第 12 条の 4 に基づく定期の報告、法第 51 条に基づく立入検査等によって、家畜の所有者の不遵守を確認した場合は、飼養衛生管理基準の遵守指導の手引きや、国からの逐次の指導等を踏まえ、法第 12 条の 5 及び第 12 条の 6 の規定による指導及び助言並びに勧告を行う。

特に、家きんの所有者及び飼養衛生管理者に対し、毎年、9 月から飼養衛生管理基準の遵守状況に関する自己点検を実施し、不遵守事項が確認された場合は、シーズン中を通して不遵守がなくなるまで繰り返すよう指導するものとする。

なお、法第 34 条の 2 に基づき、まん延防止措置として実施する緊急の勧告及び命令の際も同様に取扱うこととする。

① 家畜保健衛生所は、法第 12 条の 4 に基づく定期の報告、法第 51 条に基づく立入検査等によって、家畜の所有者の不遵守を確認した後、改善を促し又は行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）の定めるところにより、必要な指導又は助言を行ってもなお当該家畜の所有者が不遵守状況の改善を行わないなど、衛生管理が行われることを確保するため必要があるときは知事（県畜産課）に報告するものとする。県畜産課は法第 12 条の 5 に基づき、飼当該家畜の所有者に対して指導及び助言を行う。指導及び助言に当たっては、不遵守の内容及び不遵守事項ごとに具体的な改善方法を明示し、別記様式 2 号を家畜保健衛生所を通じて交付して指導及び助言し、別記様式第 1 号に記録する。

② 県畜産課は、①により指導及び助言を行った結果、家畜の所有者がなお飼養衛生管理基準を遵守していないと認めるときは、法第 12 条の 6 第 1 項に基づき、期限を定めて、家畜の飼養に係る衛生管理の方法を改善すべきことを勧告する。

勧告に当たっては、不遵守の内容及び不遵守事項ごとに具体的な改善方法を明示し、別記様式第 3 号を交付して勧告する。

また、家畜の所有者が改善すべき期限として定める期間は、原則 1 週間（ただし、施設整備等が必要である場合その他の理由により、1 週間以内に改善することが困難と認められる場合には、不遵守の内容に応じた合理的な期間。本項の③及びなお書きにおいて同じ。）とし、当該期間が経過した後、県畜産課は速やかに、必要な改善が実施され、もって飼養衛生管理基準が遵守されていることを確認する。

③ 県畜産課は、②における確認の結果、家畜の所有者がその勧告に従わないときは、その者に対し、法第 12 条の 6 第 2 項に基づき、期限を定めて、別記様式第 4 号を交付しその勧告に係る措置をとるべきことを命令する。

また、家畜の所有者が改善すべき期間として定める期間は、原則 1 週間とし、当該期間が経過した後、県畜産課は、速やかに、命令に係る措置がとられていることを確認すること。

④ ①から③までの改善状況の確認は、法第 51 条に基づく立入検査等に基づき行う。

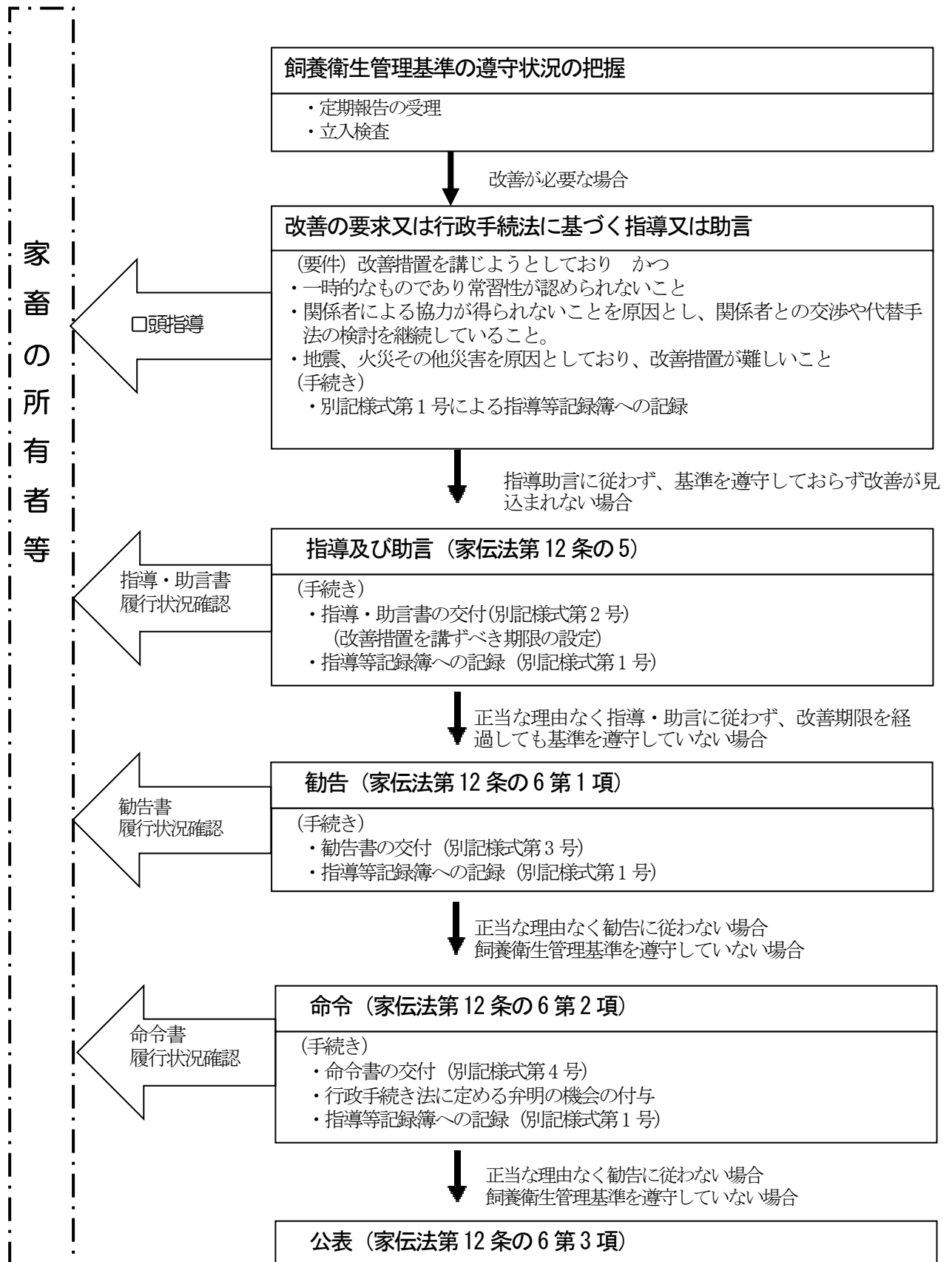
なお、法第 34 条の 2 に基づき、まん延防止措置として実施する緊急の勧告及び命令の際も同様に取扱うこととするが、これらの勧告又は命令の実施後に、改善したことを確認する期間は、原則として 3 日が経過するまでとする。

⑤ 県畜産課は、それぞれ 1 週間及び 3 日間が経過した後、法第 12 条の 6 第 3 項及び第 34 条の 2 第 3

項の命令違反者について、家畜の飼養農場の名称及び所在地、代表者名又は家畜の所有者の氏名、違反事由等を公表した場合は、国へ報告する。



飼養衛生管理基準の遵守に係る指導、助言、勧告及び命令に関する手続きのフロー



## 第二章 家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向

### を把握するために必要な情報の収集に関する事項

#### I 実施方針

県畜産課は、全国的サーベイランス及び地域的サーベイランスの実施に関する計画（時期、地域、検査対象、方法等）を毎年作成し公表するものとする。家畜保健衛生所は、病性鑑定やサーベイランス結果、伝染性疾病の流行情報及び予防接種に関する情報等を取りまとめ、家畜保健衛生所のウェブサイトや広報誌により生産者に周知する。また、鳥取県食肉衛生検査所が行うと畜検査データフィードバック事業や（一財）鳥取県食肉検査協会から送付される検査データを用いて、各農場の衛生状態の把握や予防接種の指導を行う。

令和3年度 サーベイランススケジュール(全国的サーベイランス)

家畜区分	対象疾病名	目的	実施方法			
			地域	期間	検査対象	方法
牛	ヨーネ病	摘発	県下全域	4月～3月	肉用・乳用	スクリーニング法、リアルタイムPCR法（発生農場のみ）
牛	牛海綿状脳症	摘発	県下全域	4月～3月	肉用・乳用	エライザ法
牛	アカバネ病	浸潤状況調査	県下全域	6月～11月	肉用・乳用	中和抗体法
豚	豚熱	摘発	県下全域	4月～3月	育成・繁殖	エライザ法、蛍光抗体法、PCR法
豚	アフリカ豚熱	摘発	県下全域	4月～3月	育成・繁殖・肥育	PCR法
豚	オーエスキー病	摘発	県下全域	4月～3月	育成	ラテックス法
鶏	高病原性鳥インフルエンザ	摘発	県下全域	4月～3月	採卵・種鶏 肉用鶏	エライザ法、ウイルス分離

令和3年度 サーベイランススケジュール（地域的サーベイランス）

家畜区分	対象疾病名	目的	実施方法			
			地域	期間	検査対象	方法
牛	牛伝染性リンパ腫	浸潤状況調査	県下全域	4月～3月	肉用・乳用	エライザ法、PCR法
牛	牛ウイルス性下痢	摘発	県下全域	4月～3月	肉用・乳用	エライザ法

### 第三章 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項

#### I 飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項

##### 1 重点的に指導等を実施すべき事項及び指導等の実施方針

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき事項	指導等を実施する目安の地域、時期等	実施の方法
牛、めん羊及び山羊	(1)家畜の所有者の責務の徹底 (2)飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 (3)衛生管理区域の適切な設定 (4)記録の作成及び保管 (5)衛生管理区域の出入口における車両の消毒 (6)特定症状が確認された場合の早期通報 (7)埋却等の準備	県内全域、4月～3月	部会、総会、研修会等による説明と家畜保健衛生所職員巡回および家畜保健衛生所公報の発行、配付による指導を行う。 ・飼養衛生管理マニュアルは、図示や多言語化によって全従業員が理解できる表示形式とするとともに、従業員に対する研修会を年1回以上開催する。手順に沿った更衣・消毒ができていないかを事後確認するため入退場及び更衣・消毒の記録の方法についても記載する。また、早期通報のための特定症状のマニュアルへの記載と従業員へ周知する。 ・衛生管理区域の設定に当たり、家畜の飼養区域、家畜の飼養に係る物品の保管場所並びに家畜に直接接触した者が衣服及び靴の交換を行わずに行動する範囲の全てを網羅し、衛生管理区域とそれ以外の区域とが柵、ロープ等により明確に区分され、出入口の数が必要最小限となるように設定するよう指導等を行う。
豚及びいのしし	(1)家畜の所有者の責務の徹底 (2)飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 (3)衛生管理区域の適切な設定 (4)記録の作成及び保管 (5)加熱処理済みの飼料の利用 (6)衛生管理区域への野生動物の侵入防止 (7)畜舎ごとの専用の靴の設置及び使用並びに手指の洗浄及び消毒 (8)畜舎外での病原体による汚染防止	県内全域、4月～3月	研修会等による説明と家畜保健衛生所職員巡回及び家畜保健衛生所広報の発行、配布による指導を行う。 ・飼養衛生管理マニュアルは、図示や多言語化によって全従業員が理解できる表示形式とするとともに、従業員に対する研修会を年1回以上開催する。手順に沿った更衣・消毒ができていないかを事後確認するため入退場及び更衣・消毒の記録の方法についても記載する。また、早期通報のための特定症状のマニュアルへの記載と従業員へ周知する。

	<p>(9) 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕</p> <p>(10) 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒</p> <p>(11) 特定症状が確認された場合の早期通報</p> <p>(12) 埋却等の準備</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 衛生管理区域の設定に当たり、家畜の飼養区域、家畜の飼養に係る物品の保管場所並びに家畜に直接接触した者が衣服及び靴の交換を行わずに行動する範囲の全てを網羅し、衛生管理区域とそれ以外の区域とが柵、ロープ等により明確に区分され、出入口の数が必要最小限となるように設定するよう指導等を行う。また衛生管理区域内に野生いのししが侵入しないよう防護柵の設置その他必要な措置を講じ、定期的に防護柵その他の破損状況を確認し、破損がある場合は、遅滞なく修繕するよう指導等を行う。</li> <li>・ 畜舎外での病原体による汚染防止のため、畜舎間で家畜を移動させる場合は、病原体の侵入を防止できる畜舎間通路、洗浄及び消毒済みのケージ、リフト等を使用するよう指導等を行う。</li> <li>・ 畜舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等に野生動物の侵入を防止することができる防鳥ネットその他設備を設置し、定期的に該当設備の破損状況を確認し、破損がある場合は、遅滞なく修繕するよう指導等を行う。</li> <li>・ 埋却地等の確保が困難な場合においては、知事が土地の確保又は焼却若しくは化製のための施設若しくは機械の利用に係る措置（機械の設置場所、資材及び作業者の確保等をいう。）を講ずるに当たって家畜の所有者に求める取組を示すとともに、当該取組を行うよう指導等を行う。</li> </ul>
<p>鶏、あひる、うずら、だちよう</p>	<p>(1) 家きんの所有者の責務の徹底</p> <p>(2) 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底</p> <p>(3) 衛生管理区域の適切な設定</p> <p>(4) 記録の作成及び保管</p> <p>(5) 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用</p> <p>(6) 鶏舎等への野生動物の侵入防止</p>	<p>県内全域、4月～3月</p>	<p>研修会等による説明と家畜保健衛生所職員巡回及び家畜保健衛生所広報の発行、配布による指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飼養衛生管理マニュアルは、図示や多言語化によって全従業員が理解できる表示形式とするとともに、従業員に対する研修会を年1回以上開催する。手順に沿った更衣・消毒ができていないかを事後確認するため入</li> </ul>

	<p>のためのネット等の設置、点検及び修繕</p> <p>(7)衛生管理区域内の整理整頓及び消毒</p> <p>(8)特定症状が確認された場合の早期通報</p> <p>(9)埋却等の準備</p>		<p>退場及び更衣・消毒の記録の方法についても記載する。また、早期通報のための特定症状のマニュアルへの記載と従業員へ周知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>衛生管理区域の設定に当たり、家きんの飼養区域、家きんの飼養に係る物品の保管場所並びに家きんに直接接触した者が衣服及び靴の交換を行わずに行動する範囲の全てを網羅し、衛生管理区域とそれ以外の区域とが柵、ロープ等により明確に区分され、出入口の数が必要最小限となるように設定するよう指導等を行う。また、家きん舎の数に応じた手指消毒設備の設置若しくは手袋・長靴を用意し、それらの更衣の際に交差汚染を防ぐ手順で実践する。</li> <li>家きん舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等に野鳥等の小型の野生動物の侵入を防止することができる2cm以下の網目の防鳥ネット等を設置し、破損がある場合は遅延なく修繕するよう指導する。また、除糞ベルトや集卵ベルトの通過口からの野生動物侵入防止対策と点検を実施する。</li> <li>手順に沿った入退場、手指消毒実施の確認のための記録の作成を行う。</li> <li>埋却地等の確保が困難な場合においては、都道府県知事が土地の確保又は焼却若しくは化製のための施設若しくは機械の利用に係る措置（機械の設置場所、資材及び作業者の確保等をいう。）を講ずるに当たって家きんの所有者に求める取組を示すとともに、当該取組を行うよう指導等を行う。</li> </ul>
馬	<p>(1)家畜の所有者の責務の徹底</p> <p>(2)飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底</p> <p>(3)衛生管理区域の適切な設定</p> <p>(4)記録の作成及び保管</p> <p>(5)器具の定期的な清掃又は消毒等</p>	<p>県内全域、4月～3月</p>	<p>家畜保健衛生所職員巡回及び家畜保健衛生所広報の発行、配布による指導を行う。</p>

## 2 各年度の優先事項等

(1) 令和3年度 優先事項等(各家畜マニュアル作成、豚鶏の病原体・伝染性疾病侵入防止対策を優先)

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項	優先的に指導等を実施する地域	理由	時期
牛、めん羊及び山羊	(1)家畜の所有者の責務の徹底。 (2)飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底。	県下全域	(1) 家畜防疫に係る責任の所在の自覚を促し飼養衛生管理基準全般への取組みを推進。 (2) 令和4年2月施行されるため。	4～1月
豚及びいのしし	(1)家畜の所有者の責務の徹底。 (2)飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底。 (6)衛生管理区域への野生動物の侵入防止。 (7)畜舎ごとの専用の靴の設置及び使用並びに手指の洗浄及び消毒。 (8)畜舎外での病原体による汚染防止 (9)野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕。	県下全域	(1) 家畜防疫に係る責任の所在の自覚を促し飼養衛生管理基準全般への取組みを推進。 (2) 令和3年4月施行されたため。 (6)～(8) 野生いのしし感染拡大対策。	4～3月
鶏、あひる、うずら、だちょう	(1)家畜の所有者の責務の徹底。 (2)飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底。 (5)衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用。 (6)野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕。 (7) 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 (8) 特定症状が確認された場合の早期通報	県下全域	(1)、(5)～(8) 国内流行を踏まえた重点対策。 (2)、令和4年2月に施行されるため。	9～10月
馬	(1)家畜の所有者の責務の徹底。 (2)飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底。	県下全域	(1) 家畜防疫に係る責任の所在の自覚を促し、飼養衛生管理基準全般への取組みを推進。 (2) 令和4年2月施行されるため。	6月

(2) 令和4年度 優先事項等

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項。	優先的に指導等を実施する地域	理由	時期

牛、めん羊及び山羊	(5)衛生管理区域の出入口における車両の消毒。 (6)特定症状が確認された場合の早期通報。 (7)埋却等の準備。	県下全域	(5) 侵入防止対策 (6) ~ (7) 発生に備えた準備措置。	4 ~ 3月
豚及びいのしし	(9)衛生管理区域内の整理整頓及び消毒。 (11)特定症状が確認された場合の早期通報。 (12)埋却等の準備。	県下全域	(10) ~ (12) 発生に備えた防疫体制を強化。	4 ~ 3月
鶏、あひる、うずら、だちょう	(7)衛生管理区域内の整理整頓及び消毒。 (8)特定症状が確認された場合の早期通報。	県下全域	(7)、(8) 行シーズン前の鶏舎環境と発生時の対応確認のため。	8 ~ 10月
馬	(5)器具の定期的な清掃又は消毒等	県下全域	畜舎内衛生環境整備のため	6月

(3) 令和5年度 優先事項等

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項	優先的に指導等を実施する地域	理由	時期
牛、めん羊及び山羊	(3)衛生管理区域の適切な設定。 (4)記録の作成及び保管。	県下全域	発生に備えた防疫体制整備。	4 ~ 3月
豚及びいのしし	(3)衛生管理区域の適切な設定。 (4)記録の作成及び保管。	県下全域	(3) 国内流行に対する病原体侵入リスク低減。 (4) 国内流行に対する発生に備えた防疫準備。	4 ~ 3月
鶏、あひる、うずら、だちょう	(3)衛生管理区域の適切な設定。 (4)記録の作成及び保管。	県下全域	流行シーズン前の鶏舎環境と発生時の対応確認のため。	8 ~ 10月
馬	(3)衛生管理区域の適切な設定。 (4)記録の作成及び保管。	県下全域	発生に備えた防疫体制整備。	6月

## II I 以外で推奨すべき、飼養衛生管理上の事項

### 1 新たな衛生管理上の措置への対応

飼養衛生管理基準に規定する内容以外の飼養衛生管理上の措置が必要となった場合は、県畜産課、家畜保健衛生所で基準案を作成し、各関係団体と調整した後、農家に遵守指導を行う。

### 2 埋却地の確保に関する公有地の決定、焼却施設又は化製処理施設のリストアップ等

- (1) 家畜の死体を埋却するための土地は、家畜の所有者が確保するよう指導するものとする。
- (2) 家畜の所有者が埋却地の確保が不十分である場合、県、市町村、JA等により埋却に利用可能な土地の情報を提供することで、所有者による確保を進める。
- (3) 県は市町村等と調整して埋却地の確保が不十分な農家又は確保済みの埋却地が湧水等で使用できなかった場合に備えて、公有地等をリストアップしておくものとする。公有地等に加えて、焼却施設の利用、移動式レンダリング装置の設置スペースの確保等を、家畜の所有者、県、市町村等が共同して進めるものとする。また、その場合、事前協定の締結や周辺住民への説明に努めるものとする。
- (4) 市町村又は県の公有地で適切な土地の確保ができない場合、国有地の情報提供を求めるものとする。

### 3 大規模農場における監視伝染病発生に備えた対応計画の作成

県は、大規模農場（採卵鶏 50 万羽以上、肉用鶏 20 万羽以上）に対し、高病原性鳥インフルエンザ等の監視伝染病の発生に備えた対応計画の作成を指導し確認するものとする。

## 第四章 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する事項

### I 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する方針

県内で問題となる牛の異常産や呼吸器病などの疾病への集団的予防接種や互助制度、あるいは生産振興につながる自主的な疾病予防対策の取組に対し、生産者団体や関係団体の意向を尊重しながら、県は必要な支援を行う。

(現在の取組事例)

- (1) 県内で問題となる牛の異常産や呼吸器病、豚丹毒などへの自衛防疫組織による予防接種
- (2) 牛ウイルス性下痢ウイルス持続感染牛に対する淘汰支援に係る互助制度
- (3) 子牛市場活性化のための生産者団体による上場子牛への呼吸器病ワクチンの全頭接種

## 第五章 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

### I 都道府県の体制整備

#### 1 家畜防疫員の確保及び育成

本県は農林水産部はもとより公衆衛生部局を含む県獣医師職員全員を家畜防疫員に任命し、研修等を実施して育成するものとする。

##### (1) 確保対策

全国的に公務員獣医師不足が社会問題化し獣医師の確保に苦慮している状況であるが、獣医師修学資金の貸与制度の活用、大学訪問や説明会への参加、(公社)鳥取県獣医師会と共催での高校生セミナー



開催、ウェブサイトや専門誌への募集広告掲載、鳥取大学と連携したインターンシップ生の受入れ等により獣医師職員の確保を図る。

## (2) 家畜防疫員の育成

### ア 家畜衛生講習会への参加

① 対象者 家畜保健衛生所等の職員（家畜防疫員）

② 対象講習会

基本講習会、病性鑑定特殊講習会（ウイルス、細菌、病理、生化学）、牛疾病特殊講習会、豚疾病特殊講習会、鶏疾病特殊講習会、獣疫医学特殊講習会、海外悪性伝染病特殊講習会

### イ 飼養衛生管理基準指導研修会の開催

① 対象者 家畜保健衛生所職員、県畜産課・地方機関所属の家畜防疫員

② 開催回数 年2回

③ 内容 農場を巡回し飼養衛生管理基準の目合わせ、優良事例の紹介等

### ウ 家畜防疫リーダー研修会の開催

① 対象者 県内の家畜防疫員（農林水産部、公衆衛生部局）及び畜産技術職員

② 開催回数 年1回

③ 内容 座学：家伝法や特定家畜伝染病防疫指針の改正内容の理解、特定家畜伝染病の県マニュアル、発生農場での防疫作業の把握、初動防疫計画作成等

実習：家畜の採血、保定、採材、動力噴霧器の操作方法等

④ 講師 県畜産課職員が講師となるほか、具体的な内容の研修とするため、高病原性鳥インフルエンザや豚熱の発生県から講師を招聘する。

## II 飼養衛生管理者の選任、研修等

### 1 飼養衛生管理者の選任に関する方針

(1) 飼養衛生管理者は、家畜の所有者が衛生管理区域ごとに選任し家伝法施行規則第 21 条の 4 に規定する定期報告により毎年県知事へ報告する。

(2) 飼養衛生管理者は、農場で家畜の管理等に従事している者から選任するものとし、管理する飼養衛生管理区域の管理経験や知識、管理指導の能力が豊富な者が望ましい。家畜の所有者が飼養衛生管理者を兼任することも可能。

(3) 飼養衛生管理者に特段の資格は不要とする。

(4) 飼養衛生管理者に変更等があった場合、変更後速やかに変更前の飼養衛生管理者の氏名に加え、変更後の飼養衛生管理者の ①住所、②氏名、③電話番号、④メールアドレス、⑤管理する農場名と衛生管理区域名 ⑥当該衛生管理区域の代表住所を管轄の家畜保健衛生所に報告するものとする。

### 2 飼養衛生管理者に対する研修・教育に関する方針

(1) 飼養衛生管理者は、国や県から送付されるメールや文書により最新の疾病の発生状況や疫学情報などの家畜衛生情報を確認するものとする。

(2) 県畜産課又は家畜保健衛生所は、年1回以上、飼養衛生管理者を対象にした研修会を開催し、家畜衛生や飼養衛生に関する情報の周知・共有に努める。

### 3 飼養衛生管理者に対する情報提供に関する方針

#### (1) 情報提供等

伝染病の発生など緊急を要する情報はその都度、メール又はファクシミリで行い、法令改正や技術情報などの情報は文書、チラシ等の配布により行う。

#### (2) 言語によるコミュニケーションに配慮が必要な外国人従業員向けの情報提供方法

外国語を母国語とする農場作業従事者等が取り組むべき飼養衛生管理基準の内容については、飼養衛生管理者が農林水産省の作成したリーフレット等を使用して説明に努めるとともに、ニュースなどはインターネット上で母国語に翻訳して渡す等により情報の伝達を行う。

## Ⅲ その他指導等の実施体制に関する事項

### (1) 年間指導スケジュール

#### 年間指導スケジュール(R3～5年度)

区分	飼養衛生管理基準指導関係				サーベイランス	研修会等
	牛	豚及びいのしし	馬	鶏	各畜種共通	
4月	4/15期限 定期報告(牛・豚・いのしし・馬の生産者→県)				全国サーベイランス ・豚熱 ・高病原性鳥インフルエンザ ・ヨーネ病	
5月	立入検査※	飼養者へ一斉 点検実施指導と 立入検査		6/15期限 定期報告提出 (生産者→県)		
6月		国報告 10日			地域サーベイランス ・牛伝染性リンパ腫 ・牛ウイルス性下痢	
7月	7/31期限 前年度の指導計画実施状況、飼養衛生管理状況、家畜防 疫員確保状況、埋却地の確保状況の報告(県→国)					
8月		飼養者へ一斉 点検実施指導と 立入検査				家畜防疫員研修会 (リーダー研修)
9月		国報告 10日				
10月				防疫対応計画作成 採卵鶏:50万羽以上 肉養鶏:20万羽以上		飼養衛生管理基準研修 会(第2回) (白バラ認証)
11月		飼養者へ一斉 点検実施指導と 立入検査		飼養者へ一斉 点検実施指導と 立入検査 ↓ 毎月20日国報告		
12月		国報告 10日				
1月						
2月		飼養者へ一斉 点検実施指導と 立入検査				
3月		国報告 10日				

※【牛立入検査の年度別地域】

<b>R3年度</b> ○東部 鳥取市(旧鳥取市、河原町、用瀬町、青谷町) ○中部 旧東伯町 ○西部 日吉津村、旧淀江町、旧大山町、旧溝口町)	<b>R4年度</b> ○東部 鳥取市(旧気高町、旧鹿野町)、八頭町 ○中部 北栄町、旧赤碓町 ○西部 南部町、旧中山町、江府町)	<b>R5年度</b> ○東部 鳥取市(旧国府町)、岩美町、若桜町、智頭町 ○中部 倉吉市、三朝町 ○西部 旧米子市、旧岸本町、旧名和町、日南町、日野町)
---	---	---

(2) 命令違反者の公表。

法第 12 条の 6 第 3 項及び第 34 条の 2 第 3 項の命令違反者を公表する場合は、県ウェブサイト上で行う。

**第六章 協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導等実施に関し必要な事項**

**I 協議会等の活用と相互連携に関する方針**

**1 協議会等の設置状況**

協議会等の種類	構成	設置時期	事務局	協議内容
中国地方 5 県家畜防疫対策広域連携会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県畜産課</li> <li>・島根県農畜産課</li> <li>・岡山県畜産課</li> <li>・広島県畜産課</li> <li>・山口県畜産振興課</li> </ul>	平成 27 年 11 月	各県持ち回り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜防疫対策の連携に必要な情報の共有</li> <li>・家畜防疫対策の連携に関する連絡体制構築</li> <li>・県境付近の農場及び消毒ポイント情報等の共有</li> </ul>
中国四国家畜衛生主任者会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中国四国地方各県畜産主務課</li> <li>・中国四国農政局</li> </ul>	不明	各県持ち回り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜衛生予算に係る情報</li> <li>・家畜衛生情報の共有</li> <li>・家畜防疫体制の連携</li> </ul>
東中西部地区家畜防疫協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開業獣医師</li> <li>・農業共済組合家畜診療所</li> <li>・大山乳業農業協同組合</li> <li>・各家畜保健衛生所</li> <li>・（一社）鳥取県畜産推進機構</li> </ul>	昭和 56 年	各家畜保健衛生所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の防疫体制の構築</li> <li>・ワクチン接種の推進方法</li> <li>・地域の疾病発生状況の情報交換</li> <li>・新しい家畜疾病に関する情報収集</li> </ul>
鳥取県和牛生産者連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県畜産課</li> <li>・全農鳥取県本部畜産課</li> <li>・（公社）鳥取県畜産推進機構</li> <li>・各 J A 畜産課</li> <li>・各和牛改良組合</li> </ul>	平成 28 年	県畜産課 全農鳥取県本部 （公社）鳥取県畜産推進機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・和牛繁殖における飼養管理技術の向上に関すること</li> <li>・市場及び上場牛の評価向上に関すること</li> <li>・優良繁殖雌牛の計画的な保留、導入に関すること</li> <li>・その他目的達成に必要なこと。</li> </ul>
鳥取県牛肉販売協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ J A 全農ミートフーズ(株)鳥取営業所</li> <li>・全農鳥取県本部畜産課</li> <li>・県畜産課</li> <li>・ J A 西日本くみあい飼料(株)</li> <li>・各 J A、専門農協</li> </ul>	平成 2 年	J A 全農ミートフーズ(株)鳥取営業所 県畜産課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県産牛肉の消費拡大とブランドの確立に関すること。</li> <li>・本県肉用牛の生産振興と生産農家の経営安定に関すること。</li> <li>・その他目的達成に必要なこと。</li> </ul>

	・各 J A管内肥育生産者代表			
鳥取県養豚生産者協議会	・（公社）鳥取県畜産推進機構 ・鳥取県畜産技術協会 ・県内生産業者 ・飼料会社 ・動物医薬品販売業者等	平成5年	（公社）鳥取県畜産推進機構	・会員相互の連絡強化に関する事項 ・県内養豚経営の発展と養豚経営の確立に必要な畜政上の諸対策に関する事項 ・養豚経営の合理化、近代化推進のための調査研究等に関する事項 ・養豚経営の経営管理に関する事項。 ・（一社）日本養豚協会との情報交換及び連絡強化。 ・その他目的達成に必要な事項。
鳥取県養鶏協会	・食鶏生産業者 ・採卵養鶏業者 ・流通業者	昭和53年	（有）小川養鶏	・ブロイラー、鶏卵並びにひなの生産販売及び養鶏産業に関する資料の提供 ・講習、講和会の開催 ・会員の連絡と必要な団体交渉

## II 家畜の伝染性疾病の発生時における緊急対応に関する方針

### 1 悪性の伝染性疾病が発生した場合の緊急点検

県は、国内において豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫、牛疫及び鳥インフルエンザ等の伝染性疾病が家畜において発生し、又は野生動物において確認された場合には、特定家畜伝染病防疫指針に基づき適切にサーベイランスを実施する。また、県内の農場に対し、飼養衛生管理基準のうち必要な項目の自己点検の実施と、緊急消毒の実施を通知し、家畜保健衛生所が各農場の飼養衛生管理基準遵守状況の点検と消毒の実施状況を確認する。

県内で発生した場合は、制限区域内の家畜の飼養農場に対し、家畜保健衛生所が飼養衛生管理基準の遵守状況について速やかに緊急点検を実施する。その際、県は、飼養衛生管理基準のうち、特に「II 衛生管理区域への病原体の侵入防止」及び「IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止」が確実に実施されているかを確認し、実施が不十分と考えられる場合には、必要に応じて法第34条の2に基づき緊急の勧告又は命令を行う。

## III 通常の家畜の飼養農場以外の場所への対応に関する方針

### 1 観光牧場や愛玩動物に対する指導等方針

観光牧場、動物園、愛玩動物飼育場等についても、本計画の対象とする。また、展示施設等を対象に指導等を行う場合には、愛玩動物関係部局に飼養衛生管理基準の遵守の重要性を説明した上で、適切に連携して行う。